

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年6月23日

【会社名】 株式会社Paltac
(注)平成27年7月1日から会社名を下記に変更する予定であります。
株式会社PALTAC

【英訳名】 Paltac Corporation
(注)平成27年7月1日から英訳名を下記に変更する予定であります。
PALTAC CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 木村 清隆

【本店の所在の場所】 大阪市中央区本町橋2番46号

【電話番号】 06-4793-1050(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役専務執行役員 財務本部長 田代 雅彦

【最寄りの連絡場所】 大阪市中央区本町橋2番46号

【電話番号】 06-4793-1050(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役専務執行役員 財務本部長 田代 雅彦

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成27年6月23日開催の当社第87期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府例第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成27年6月23日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

イ．持続的成長を期して、環境変化を踏まえ力強く挑戦し続ける企業であるために「株式会社 P a l t a c」から大文字表記の「株式会社 P A L T A C」に商号を変更すべく、現行定款第1条（商号）の変更を行う。

なお、この定款変更の効力発生日は平成27年7月1日とする。

ロ．インターネットの普及を考慮し、公告縦覧の利便性向上を図るため、当社の公告方法を日本経済新聞から電子公告に変更するとともに、やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合の公告方法を定めるため、現行定款第5条（公告の方法）の変更を行う。

ハ．平成27年5月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）において、責任限定契約を締結することができる会社役員が変更され、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間で責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、現行定款第26条（社外取締役の責任限定契約）及び第34条（社外監査役の責任限定契約）を変更するとともに、一部字句の修正を行う。

なお、第26条の変更については、各監査役の同意を得ている。

第2号議案 取締役14名選任の件

取締役として、三木田國夫、折目光司、木村清隆、守永雅、二宮邦夫、宮井喜章、安田健一、豊田一憲、田代雅彦、辻本欽則、糟谷誠一、野間正裕、余郷勝利及び野上秀子を選任する。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役として、鈴木秀夫、亀井浩を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	560,655	284	736	(注)1	可決(96.89%)
第2号議案					
三木田 國夫	539,892	21,781	3		可決(93.31%)
折目 光司	549,600	12,073	3		可決(94.98%)
木村 清隆	548,882	12,791	3		可決(94.86%)
守永 雅	549,611	12,062	3		可決(94.98%)
二宮 邦夫	549,703	11,970	3		可決(95.00%)
宮井 喜章	549,706	11,967	3		可決(95.00%)
安田 健一	549,709	11,964	3	(注)2	可決(95.00%)
豊田 一憲	549,701	11,972	3		可決(95.00%)
田代 雅彦	555,049	6,624	3		可決(95.92%)
辻本 欽則	530,526	31,147	3		可決(91.69%)
糟谷 誠一	555,050	6,623	3		可決(95.92%)
野間 正裕	555,050	6,623	3		可決(95.92%)
余郷 勝利	552,886	8,787	3		可決(95.55%)
野上 秀子	558,245	3,428	3		可決(96.48%)
第3号議案					
鈴木 秀夫	513,300	48,372	3	(注)2	可決(88.71%)
亀井 浩	561,435	237	3		可決(97.03%)

(注)1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成を要します。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成を要します。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを集計したことにより、各議案が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の株主の議決権の数は加算しておりません。

以上